

令和4年度
堺市中小企業デジタル化促進補助金
募集要領

■受付及び問合せ先■

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課

TEL 072-228-7534

FAX 072-228-8816

E-mail chisan@city.sakai.lg.jp

I 制度の概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい生活様式への変容が進む中、市内中小企業の生産性向上並びに販路拡大を目指し、市内中小企業の製造面・販売面等のデジタル化に取り組む費用の一部を補助することで、市内中小企業の経営基盤の強化を図ります。

2. 補助金額等

	補助率	補助限度額
販路開拓に繋がる補助事業	3/4 以内	100万円
業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる補助事業	1/2 以内	① IoT ^{※1} 、AI ^{※2} 導入は50万円 ② ロボット ^{※3} 導入、又はロボット導入時に併せてIoT、AIも複合導入する場合は、150万円

※1 インターネット又はイントラネット（社内ネットワーク）に多様かつ多数のものが接続され、それらの物から送受信される大量の情報の活用に関する技術であって、当該情報の活用による付加価値の創出によって、事業者の経営の能率及び生産性の向上に寄与するもの。以下同じ。

※2 人工知能を活用したソフトウェアやシステム。以下同じ。

※3 自動化装置・機器を含む設備。以下同じ。

（注）補助金申請書にご記入いただく補助金交付申請額は、1,000円未満を切り捨てた額をご記入ください。

3. 補助金公募期間

令和4年7月1日（金）～令和4年8月31日（水）

※令和4年8月31日（水）消印有効

4. 採択審査 ※※ 採択は申請順ではありません※※

申請が予算額を上回る見込みとなった場合、補助金公募期間内に受け付けた申請については、抽選にて審査順を決定します。その後、審査順に従い審査を行い、要件を満たした申請案件を順に採択していき、予算が上限に達した時点で審査を打ち切ります。

このため、予算額の関係上、抽選によって割り振られた審査順すべての申請案件を審査できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

（1）申請の受付

・本補助金では公募期間の間、郵送申請に加えて、補助金申請システム「J グランツ」での申請も可能としております。【7月1日（金）～8月31日（水）】

※申請方法は、「II 申請方法」（p. 8）をご確認下さい。

- ・申請を受け付け次第、申請書に記載された担当者メールアドレスに、堺市地域産業課 (chisan@city.sakai.lg.jp) より、メールにて「受付番号」を通知します。

※「受付番号」は、審査順の抽選時に使用する番号ですので保存しておいてください。

(2) 審査順の抽選

- ・申請額が予算額を上回る見込みの場合、次のとおり審査順を抽選で決定します。

※申請額が予算額を上回らない見込みの場合には、その旨 9 月 7 日頃に担当者メールアドレスにメールにてお知らせします。

【抽選日】	令和 4 年 9 月 7 日 (水) 10 時
【抽選方法】	<p>① 堺市役所庁舎内にて、地域産業課担当官がパソコンのエクセル (RAND 関数) を使用し、すべての受付番号に、0 以上 1 未満の数値を無作為に割り振ります。</p> <p>② 数値が大きい順 (1 に近い順) に、審査番号 (1 番から 20 番) を割り当てます (審査順が 20 番以内であっても採択されるとは限りません)。</p> <p>③ 予算の上限があるため、21 番以降は採択される可能性が低いですが、21 番から 30 番までは補欠番号として割り振ります。</p> <p>④ 同理由で、31 番以降は採択可能性が極めて低いため、31 番以降の番号は割り振らないこととします。審査番号の割り当てがなされない場合、その時点で不採択となります。</p>
【抽選結果】	抽選日と同日中に、堺市 HP にて抽選結果を公表予定です。
【結果通知】	申請書に記載された担当者メールアドレスに、堺市地域産業課 (chisan@city.sakai.lg.jp) より、メールにて「審査番号」を通知します。また審査番号の割り振りがなかった場合もメールでその旨通知します。

(3) 審査の流れ

- ①抽選によって決定した審査順に、申請書の書類審査 (形式審査、内容審査) を行います。
 - 【形式審査】本募集要領「1. 申請書類」(p. 8) に基づき、書類の有無を確認します。
 - 【内容審査】本募集要領「7. 補助対象事業」(p. 3)、「10. 申請者要件」(p. 6)、「8. 補助対象経費」(p. 4) に基づき、申請内容を確認します。
- ②申請書に形式的な不備がある場合、申請書に記載された担当者あてに電話もしくはメールにてご連絡し、資料の追加や差し替え等を依頼します。
- ③要件を満たさない申請内容である場合については、受理及び採択することはできませんので、申請書に記載された担当者あてに電話もしくはメールにてその旨通知します。
- ④申請書書類に不備がなく、かつ申請内容が適当であると認められた場合、採択を決定 (交付決定) し、申請者に対して補助金交付決定通知書を郵送にて通知します。

5. 補助対象期間

交付決定日から令和 5 年 2 月 15 日 (水) まで

※交付決定日より前に発注又は購入したものは対象にはならないので、ご注意ください。

※令和5年2月15日(水)までの間に補助事業を完了するとともに、支払いを完了する必要があります。

6. 申請条件

(1) 「産業DX支援センター」を利用すること

補助金制度とハンズオン支援を一体とした制度であるため、補助金申請に先立ち(公財)堺市産業振興センターが運営する「産業DX支援センター」を利用する必要があります。

当該支援では、事業者には、DX推進指標^{*}の自己診断を行ってもらい、それを踏まえた面談から支援が始まります。DX推進指標の自己診断結果や、企業訪問による面談等を通じ、自社の事業計画をブラッシュアップしていきます。どういったシステム導入が自社にとって必要か、どういった事業にしていくべきか等を専門家と共に考え、支援の中でロードマップを産業DX支援センターと共に作成していきます。このロードマップが、自社がDXを推進していくための、道しるべになります。

産業DX支援センターの支援を受けるためには、(公財)堺市産業振興センター経営支援課に支援の申し込みをしてください。申し込み方法等については、以下の堺市産業振興センターホームページをご覧ください。

<https://www.sakai-ipc.jp/bizsupport/management/ipc.html>



※令和3年度以前に支援を受け、専門家によるロードマップの提示を受けたものも対象になります。ただし、その場合でも堺市産業振興センターから別途支援証明書の交付を受ける必要があります。

(2) 「マナビDX」に掲載されているオンライン講座を受講すること

補助金の申請を通じ、補助事業の完了だけを目的とせず、ITリテラシーの向上にも寄与するよう、申請に先立ち、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開している「マナビDX」に掲載しているオンライン講座(基本受講無料(一部有料))を受講してください。「マナビDX」の詳細については、以下のマナビDXホームページをご覧ください。

<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>



申請にあたり、様式第1号に感想等を記載する欄があるので、記載の上、本補助金を申請してください。

7. 補助対象事業

(1) 販路開拓に繋がる補助事業

デジタル技術の活用により、販路開拓に繋がる取組に係る事業を補助事業とします。

(例) 営業支援ツールを導入し、精度の高いマーケティングを行うことにより、新たな販路開拓に取り組む事業

(例) オンライン展示会への出展により、新たな販路開拓に取り組む事業

(例) WEB会議システムを導入し、営業スタイルのデジタル化を図ることで、新たな販路開拓

に取り組む事業

(例) 動画コンテンツを作成し、ホームページ等に掲載することにより、新たな販路開拓に取り組む事業

(例) これまで対面で製品を販売していたが、ECサイトを立ち上げ、ウェブサイトで製品販売を始めることで、販路開拓に取り組む事業

堺市では、国が公開しているオープンデータを活用した市内企業ポータルサイト「さかしる」を運用しています。自ら企業情報を入力することができ、自社情報を発信することで新たな取引先の開拓が可能です。入力がお済みでない方は、ぜひともご活用ください。

<https://sakacil.com/>



(2) 業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる補助事業

業務プロセスの効率化や生産性向上による競争力強化を図ることを目的に、IoT、AI、ロボットを導入する事業であること（※IoT・AI・ロボットの定義は、P1を参照）

(例) 製造現場にセンサーをとりつけ、これまで従業員が定期的に状況を確認していたものを、自動で数値を流し込めるようにし、生産性の向上に繋がる事業

(例) これまで従業員が行っていた検品作業を、自動化機器を導入により自動化し、生産性の向上に繋がる事業

(例) 介護施設等でAIやセンサーを組み合わせて、入居者の行動モニタリングや継続的なバイタルチェックを実現し、業務の効率化に繋がる事業

(例) 飲食店等で来店客数予測のAIを活用し、食品ロスの解消や材料費・人件費の低減を実現し、生産性の向上に繋げる事業

8. 補助対象経費

補助対象経費は、以下の表に掲げる経費です。

(1) 販路開拓に繋がる補助事業

補助対象経費 (経費区分)	内容（以下の販路拡大に繋がる経費）
設備費	デジタル化により販路開拓につながるシステム・機器等導入費（パソコンやタブレット等の汎用性があり、当該事業目的外でも使用できる機器は除く）、機器等設置・設定費用
展示会出展費	非接触型のオンライン展示会等（補助対象期間中に行われるもの）にかかる参加費用
委託外注費	専門家委託経費（技術コンサルティング業務等）、ソフトウェア・クラウドのサービス等利用料（補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分する）、商品紹介動画等のコンテンツ制作費

その他の経費	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
--------	--------------------------

※原則として、上記の補助対象経費で産業 DX 支援センターでの支援を踏まえた補助事業に係る経費が補助対象経費になります。

※当該補助金の交付対象者が企画するオンライン展示会等は対象にはなりません。

(2) 業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる補助事業

補助対象経費 (経費区分)	内容 (以下の業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる経費)
設備費	【IoT、AI、ロボット導入、運用に要する経費】通信制御装置、ソフトウェア、センサー、RFID等のIoT・AIシステム構成部品、ロボット、設置等費用
委託外注費	【IoT、AI、ロボット導入検討に要する経費】調査設計、導入計画の策定、技術コンサルティング業務等を専門家に委託する費用、ソフトウェア・クラウドのサービス利用料(補助事業の完了する日が属する月までの利用分を上限として按分する)
その他の経費	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

※原則として、上記の補助対象経費で産業 DX 支援センターでの支援を踏まえた補助事業に係る経費が補助対象経費になります。

9. 補助対象外の経費の例 (一例であり、ほかにも対象外となる場合があります)

- (1) 発注書、契約書、納品書、請求書、領収証等の帳票類が不備な経費
- (2) 交付決定日以前に発注や購入した設備、展示会出展、委託外注に係る経費
- (3) 物品購入時、店舗発行のポイントカード等によるポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分
- (4) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(3親等以内)が経営する会社等)、代表者の親族との取引であるもの
- (5) 中古物品購入費
- (6) レンタル費
- (7) 送料、運搬費(レンタカー代、ガソリン代含む)、振込手数料、人件費、旅費交通費、消耗品費(コピー用紙やインク等)、保険料、通信費、水道光熱費
- (8) 工事に関する委託費
- (9) 業務の再委託費
- (10) 消費税及び地方消費税、その他諸税、収入印紙代

<経費の支払方法について>

原則として、口座振込による支払いのみ認めます。

○申請者以外の者による支払いは、認められません。法人の場合、当該法人名での支払いのみが認められます(代表者個人名による支払いは原則認めません)。

○他の取引と相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による支払いは、認められません。

○小切手による支払いは、領収証がある場合のみ認めます。

○即時決済性のある現金、デビットカード、電子マネー等による支払いについては、事情に応じて認める場合がありますが、証拠資料等によって補助事業者が支払いを実施したことが確認できることが必要です。また、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、見積書、発注日を確認できる資料、納品を確認できる資料、請求書以外にも取引情報に関する資料の提示を求めることがあります。

○クレジットカードによる支払いについては、真にやむを得ない場合のみ認める場合がありますが、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、上記と同様の証拠資料等を求めます。

また、クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に引き落としが確認できる必要があります（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払いを完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品等購入も対象外です。リボルビング払いの物品等購入も、補助事業期間中に当該物品等購入代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。）

また、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払いのルール（補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要）、及び、②補助事業者と立替払い者の間の清算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

10. 申請者要件

次のいずれにも該当する事業者であること。

(1) 本市内に事業所を有する事業者であること

(2) 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業は除く)であること。

＜中小企業基本法上の中小企業者の考え方＞

(出典) 中小企業庁 HP

○下表の「資本金の額または出資の総額」「従業員数」のいずれかに該当する会社と個人。

業 種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※法人の場合、対象となる法人は下記のとおりです。

会社法上の会社等(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社)、農業法人(会社法の会社または有限会社に限る)、士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人)

※みなし大企業とは、次のいずれかに該当する企業をいいます。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する。
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(3) 小規模事業者ではないこと。(販路開拓に繋がる補助事業で申請する場合)

小規模事業者の要件

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※小規模事業者の方は、国事業の小規模事業者持続化補助金をご検討ください。

(注) 本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a). 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b). 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c). (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d). 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1). 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(d-2). 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

(4) その他の申請者要件

申請者が下記の①～⑤のいずれにもあてはまらないことが必要です。

- ① 市税の滞納がある。
- ② 本募集に対して、同一事業者として既に申請している。
- ③ 販路開拓に繋がる補助事業について申請する者で、令和 3 年度堺市中小企業デジタル化促進補助金の「販路開拓等に繋がる補助事業」において補助金交付を受けている。
- ④ 業務プロセスの効率化や生産性向上に繋がる補助事業について申請する者で、令和 3 年度堺市中小企業デジタル化促進補助金の「製造工程の効率化や生産性向上に繋がる補助事業」において補助金交付を受けている。
- ⑤ 本事業への申請内容と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関から補助金等の資金助成を受けている、または受ける予定である。

※同一事業者からの申請は 1 件までとします。

※複数の屋号を使用している個人事業主も申請は 1 件までとします（上記③④についても同様）。

※法人においても同一の代表者名の申請が複数ある場合、また上記③④に該当する場合は必要に応じ状況を確認します。

- (5) 産業 DX 支援センターで、申請する補助事業について支援を受けた事業者

II 申請方法

1. 申請書類

次の書類をご提出ください。

必要書類
(1) 堺市中小企業デジタル化促進補助金交付申請書(様式第 1 号 (J グランツで提出する場合は、申請画面への直接入力))
(2) 役員情報届出書(様式第 1 号の 2。法人の場合に限る)
(3) 事業計画書(様式第 2 号)
(4) 収支予算書(様式第 3 号)
(5) 補助対象経費の内訳書(別紙 1)
(6) 補助対象経費の見積書その他これに相当する書類の写し
(7) 補助事業について、「産業 DX 支援センター」の支援を受けたことを証する書類の写し
(8) 産業 DX 支援センターで作成された補助事業に関するロードマップ(最終版)
(9) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」を宣言したことが分かる資料(IPAからの通知メール「自己宣言受付確認のお知らせ」等)
(10) 発行後 3 か月以内の履歴事項全部証明書【※】(個人事業者の場合は、(i) 発行後 3 か月以内の住民票、(ii) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書 B 第一表の控え、の両方)
(11) 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税(個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税)の納税証明書(非課税の個人事業者の場合は非課税証明書。第 1 期決算未達の場合は申立書)

(12) DX 推進指標自己診断結果（産業 DX 支援センターでの相談時に使用したもの）
(13) 受講した「マナビ DX」掲載講座の講座名が記載されているマナビ DX の Web ページをプリントアウトしたもの
(14) 会社案内又はそれに類するもの
(15) その他市長が必要と認める書類

※個人事業者で、税務署の受付印（收受日付印）が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は受付日時が印字）された直近の所得税の確定申告書 B 第一表の控えまたは「受信通知」（自宅からの e-Tax による申告の場合）を添付できないときは、確定申告書類の年度の「納税証明書（その 2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を添付すれば、收受日印等のない確定申告書第一表の提出で代替可とします。なお、納税証明書はオンライン請求が可能ですので、詳しくは国税庁の HP をご覧ください。

（参考）

履歴事項全部証明書はオンライン、納税証明書は郵送での取得が可能です。詳細は下記をご覧ください。

◎履歴事項全部証明書

オンライン申請のご案内（法務局）

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html



◎納税証明書

市税の証明をとるには（堺市）

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html>



2. 申請書類の入手方法

申請書類の様式は、堺市ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできます。ダウンロードによる入手ができない場合は、お問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/digitalka.html>



3. 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 補助対象経費の算出にあたっては、安易に満額とはせず、申請事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討してください。
- (3) 堺市ホームページに掲載する「堺市中小企業デジタル化促進補助金交付要綱」をご覧ください。られたうえで申請してください。

4. 申請手続き

本補助金では、郵送申請に加えて、補助金申請システム「J グランツ」での申請も可能としております。

(1) 郵送申請の場合

必要書類を郵便にて下記までお送りください。（郵送の際は、レターパックライト等の送付履歴が分かるものを使用してください。）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1
堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課
堺市中小企業デジタル化促進補助金担当宛

(2) J グランツを利用した電子申請の場合

Step 1 「G ビズ ID」のアカウントを取得

以下の URL より【G ビズ ID プライム】の ID 登録申請を行ってください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※G ビズ ID の取得には 2、3 週間ほどかかりますのでご注意ください。



Step 2 J グランツにログイン

取得した ID で J グランツへログインすることで、
補助金の電子申請ができます。

<https://www.jgrants-portal.go.jp>



※ 電子申請を行う際は、本補助金の電子申請マニュアルを
必ずご参照ください。

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/busexp/digitalka.html>



※ 動作環境：Edge, Chrome, Firefox, Safari の最新バージョンをご利用ください。
Internet Explorer は一部画面が崩れるなどご利用に制約があります。

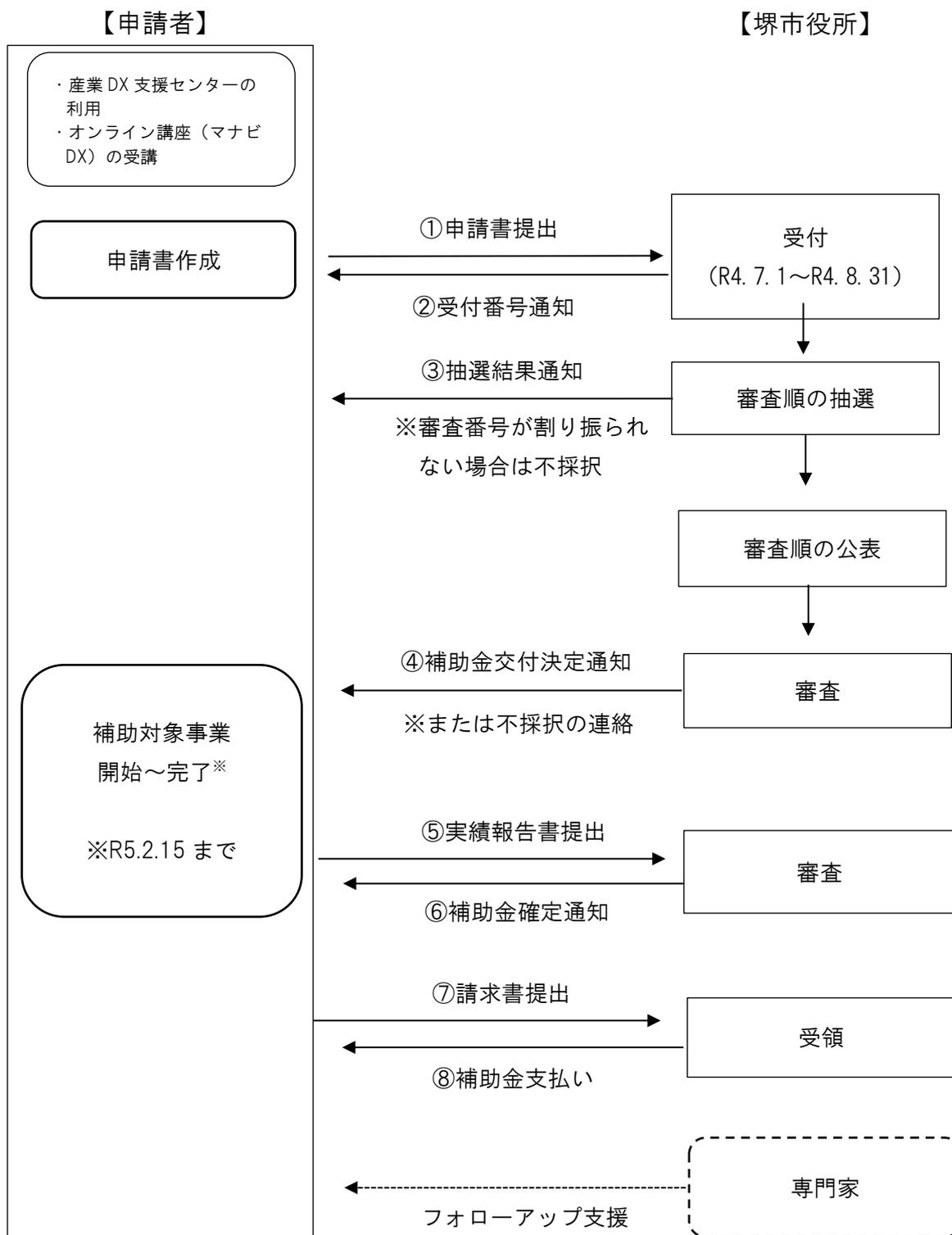
<G ビズ ID とは>

1 つの ID・パスワードで様々な事業者向け行政サービスにログインできる認証システムです。利用できる行政サービスは順次拡大されており、例えば、補助金申請(J グランツ)、市内企業ポータルサイト「さかしる」、社会保険手続き、中小企業向け補助金支援サイト(ミラサポ plus)、DX 推進ポータル等を利用できます。

<J グランツとは>

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。ワンストップで国及び自治体の補助金情報の収集・申請／処理状況の把握ができます。いつでも・どこでも申請が可能であり、交通費・郵送費等のコスト削減や、過去に申請した情報の入力や書類への押印が不要になるなど、事業者の皆様における手間やコスト削減を目的としたシステムです。

Ⅲ 補助金申請から支払いまでのスケジュール



※補助金の前払い（概算払い）はありません。

（※）ご提出いただいた書類をもとに審査を経て交付決定されますが、審査の結果、不交付となる場合があります。なお、不交付理由などの問い合わせには応じません。

◎実績報告では、次の書類をご提出ください。

※本補助金の交付申請を J グランツで行った場合は、J グランツで実績報告書を提出してください。

必要書類
(1) 堺市中小企業デジタル化促進補助金実績報告書（様式第9号（J グランツで提出する場合は、申請画面への直接入力））
(2) 事業実施報告書(様式第10号)
(3) 収支決算書(様式第11号)
(4) 補助事業を実施したことを証明する書類（購入した機器の写真等）
(5) 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し
(6) 補助対象経費の内訳書（別紙1号）
(7) DX 推進指標自己診断結果（補助事業完了後に作成したもの）※
(8) その他市長が必要と認める書類

※産業DX支援センターでの相談時に使用したものを、補助事業完了後に改めて作成してください。

IV ハンズオン支援

1. 専門家によるデジタル化による販路拡大支援

補助金申請に先立ち産業DX支援センターで補助事業に係る支援を受けることが必要です。

産業DX支援センターが行う専門家による支援についての詳細や申し込み方法については、以下の（公財）堺市産業振興センターホームページをご覧ください。

<https://www.sakai-ipc.jp/bizsupport/management/ipc.html>



2. 専門家によるフォローアップ

- (1) 事業の完了後も、事業計画のハンズオン支援の一環として、（公財）堺市産業振興センターの専門家による相談窓口をご活用いただけます。
- (2) （公財）堺市産業振興センターの専門家からもヒアリング等を通じてフォローアップさせていただきます。

3. 情報の取扱いについて

本補助事業に関して取得した企業情報及び個人情報については、ハンズオン支援を効果的に実施するため、（公財）堺市産業振興センターと共有します。また、本市の産業施策の情報提供のため使わせていただくことがあります。以上の目的以外に情報を第三者に提供すること及び利用することはありません。

V 注意事項

1. 支払の確認

実績報告において、契約書、発注書、納品書、請求書、領収証等の支払いが確認できる書類

や補助事業を実施したことが確認できる書類、写真等を提出していただきますので、書類整備・保管が必要となります。

2. 補助金額の確定

補助事業が完了し、実績報告として提出された書類を審査のうえ、補助金交付額が確定します。補助金確定額は、実際に支払われた補助対象経費をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

3. 事業実施経過の報告

補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを補助事業者の協力のもと行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は調査及び聞き取りに対し協力してください。

また、補助事業者は、事業の成果について、堺市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、必ず協力するものとさせていただきます。

4. 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、堺市補助金交付規則第18条に基づき、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

5. 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を本市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません（堺市補助金交付規則第22条）。ただし、当該財産の耐用年数として定めた期間を経過した場合はこの限りではありません。各取得財産の耐用年数は下記からご確認ください。

◎国税庁 耐用年数表

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/airoshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensukigu1.html>



VI 問合わせ・相談窓口

1. 補助金制度に関する問合わせ先

堺市中小企業デジタル化促進補助金の制度、申請手続き等に関する問合わせ

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

TEL：072-228-7534（直通） FAX：072-228-8816

e-mail : chisan@city.sakai.lg.jp

2. デジタル化導入にあたっての全般的な相談窓口

◎公益財団法人 堺市産業振興センター 経営支援課

デジタル技術や自動化技術を活用した既存事業の新たな価値創造や新規ビジネスの立ち上げ、経営にかかる各業務効率化を目指す中小企業へのアドバイス窓口

TEL : 072-255-6700 e-mail : keiei_shien@sakai-ipc.jp

<https://www.sakai-ipc.jp/bizsupport/management/ipc.html>



VII 参考資料

◎デジタル経営改革のための評価指標（「DX 推進指標」）を取りまとめた旨の報道発表（経済産業省）

デジタル経営改革を推進するため、『「DX 推進指標」とそのガイダンス』について掲載されています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003.html>



◎DX 推進指標 自己診断結果入力サイト（IPA 独立行政法人情報処理推進機構 社会基盤センター）

DX 推進指標について各企業が簡易な自己診断を行うことを可能としているサイト

<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>



◎市内企業ポータルサイト「さかsher」

国が公開している企業のオープンデータをもとに、堺市内に本社を構える約2万4千社の法人企業情報を掲載しており、さらに企業自ら情報を入力することが可能となるオープンデータポータルサイトです。

自社情報の入力のうえ、情報発信等にご活用ください。

<https://sakacil.com/>



◎小規模事業者持続化補助金メニュー

小規模事業者持続化補助金の詳細を掲載しているサイト

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、生産性向上と持続的発展を図ることを目的とした国制度の補助金です。小規模事業者の方で、販路開拓に繋がる事業を行う場合は、同補助金をご検討ください。

<https://r3.jizokukahojokin.info/>



◎事業再構築補助金（経済産業省）

事業再構築補助金の詳細を掲載しているサイト

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とした国制度

の補助金です。小規模事業者も対象になっております。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



◎マナビDX（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））

経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が、デジタルスキルを学び始めたい方に向けて、基本無料（一部有料）のオンライン学習コンテンツを紹介しているサイト

<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

